

Pandora Vision



PANDORA

PANDORA

PANDORA



媒体概要 パンドラビジョン

所在地：東京都渋谷区宇田川町24-6（渋谷センター街）

【放映時間】 8:00~25:00 ※17時間放映保証。

【アスペクト比】 10:7

【画面仕様】 3.9ミリピッチLED

【画面サイズ】 W10,000mm x H7,000mm 70㎡

【音声】 なし



【Pandora Vision】15分枠プラン

広告枠を1時間あたり15分ごとにお得に購入できます。

大量に広告投下することで露出を増やしたい場合などに最適なプランです。

※事前に広告主及び放映素材審査があります。※他のキャンペーンとの併用はできません。



基本放映プラン	放映期間	価格 (定価より83%OFF)
毎時15分間 毎時15秒×60回 総放映回数 7,560回 (放映回数の90%保証)	7日間	120万円 (税別)

※30秒CMの場合は、毎時30秒×30回の放映となります。
※60秒以上のCMも放映可能です。都度ご相談ください。
※放映時間は7時～25時までの18時間、24時以降の放映は無音になります。
※上記料金に消費税は含まれておりません。

※放映素材に関しては6素材まで編成費はかかりません。7素材以上は別途編成費がかかりますので詳細はご相談ください。

毎時30分 15秒 × 120回
7日間 240万

※最大毎時30分までとなります。

※放映時間は編成の都合上、媒体側で決めさせていただきます。確定次第、事前にお伝えいたします。

※期間中、枠の買切り等による特別放映が入った場合は、放映時間を調整させていただく場合があります。その場合は補填放映にて、お申込みいただいた放映回数分は保証いたします。

注意事項

- 映像素材は、MOVもしくはMP4での入稿をお願いします。 ■静止画素材に関しては、JPEGでの入稿となります。 ■音声はステレオをお願いします。
- お申込みは、放映開始日の10日前、放映素材入稿は5日前までをお願いします。 ■何らかの事情により放映の休止及び、放映時間が変更となった場合、別途ご相談させていただきます。
- 事前に素材審査がございます。結果、放映をお断りする場合がございます。 ■CM素材等の制作は、別途料金が必要となります。

放映料金

スポットCM放映料金

通常CM枠	1日間	7日間	14日間	30日間	1年間
15秒1回 / H	¥60,000	¥240,000	¥392,000	¥555,000	¥3,738,000
15秒2回 / H	¥90,000	¥360,000	¥588,000	¥833,000	¥5,952,000
15秒4回 / H	¥150,000	¥600,000	¥982,000	¥1,392,000	¥10,037,000
15秒6回 / H	¥188,000	¥750,000	¥1,228,000	¥1,740,000	¥13,118,000
15秒8回 / H	¥225,000	¥900,000	¥1,474,000	¥2,088,000	¥15,057,000

静止画限定プラン

適用商材：業種・内容問わず全てのCMが対象

	7日間	14日間	30日間
通常CM枠 15秒4回 / H	¥200,000	¥400,000	¥800,000

エンタメコンテンツ限定プラン

適用商材：音楽（公演、CD/BD等）、映画（劇場公開、DVD/BD等）・番宣（地上波）

	7日間	14日間	30日間
通常CM枠 15秒4回 / H	¥200,000	¥400,000	¥800,000

上記料金表に記載の無い期間、放映回数をご希望の場合は、都度、お見積りいたします。

入稿規定と放映パターン

動画

項目	仕様
入稿ファイル	MP4、MOV
解像度	2,560×1,792、1,920×1,080他 下記放映パターンを参照
フレームレート	29.97fps
ビットレート	20Mbps以下

静止画

項目	仕様
入稿ファイル	JPEG
解像度	100dpi

- ・ 放映開始5日前までに素材データを入稿して下さい。
- ・ 入稿規定以外のフォーマットは受領できない場合がございます。

放映パターン

A：全画面放映



C：16:9動画+上部静止画



B：16:9動画+下部静止画



D：16:9動画+上下黒塗り



運用規約・放映基準

運用規約

1. 放映開始前に「クライアント審査」「放映素材審査」がございます。審査の結果によっては、放映できない場合もございます。
2. 放映素材の入稿締め切りは、放映開始日の5日前とさせていただきます。
3. 弊社の責に帰す事故等による運転休止または特別放映等の場合により、予定放映回数を実施できない場合は補填放映を実施することで保障放映回数を保障し、これを履行したものと致します。
4. 弊社放映基準に抵触する内容に関しましては、放映をお断りする場合がございます。放映開始後に放映基準に抵触していることが判明した場合も同様です。
5. 天災事故等弊社の責に帰さないやむを得ない事情により、媒体そのものの運用に物理的もしくはシステムの障害が発生した場合、放映が中止される場合がございます。
6. 放映開始時に下記放映基準をクリアしていたとしても、その後の事情により広告主様もしくは広告商品に反社会的な事件もしくは事故が発生し、当該媒体自体及び当該媒体で放映する他の広告に悪影響を及ぼすことが推定される場合、放映を中止する場合がございます。
7. 前3～5項の場合、いただいた放映料金等一切の金銭の返金はできませんのでご了承ください。

放映基準

- 1 以下の各号の一に該当するものは、放映を禁止致します。
 1. 公序良俗に反するもの、児童・青少年の人格形成や習慣に悪影響を及ぼすもの等、社会通念上放送できないと認められるもの。
 2. 通行人等に不快の念を与える表現や、広告主が明らかでなく責任の所在が不明確なものなど、広告表現上不適当と認められるもの。
 3. 政治的、思想的意図のあるものや寄付募集、宗教活動、暴力団等の特殊な結社団体に関わるもの。(公職選挙法などで認められているものを除く)
 4. 一部風俗営業や権利関係、取引の実態が不明確な業種。(マルチ商法、靈感商法等)
 5. 医療・医薬品・医療器具・化粧品などの広告で、医師法・医療法・薬事法などに触れる恐れのあるもの、その他法令等により放映を禁止されているもの。
 6. 他の媒体(テレビ放送、PRビデオ、CM等)のために製作された映像で、著作権などの権利関係が明確に処理されていないもの。
 7. 皇室、王室、元首、国旗、オリンピックや国際的な博覧会、大会などのマーク、標語、呼称、個人名、企業名、団体名、写真、新聞記事、談話及び商標、著作物などを無断で使用しているもの。
 8. 視聴者が通常感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法。(サブリミナル的表現手法等)
 9. 国際条約、国内法規、景品表示法、独占禁止法に違反するもの。
 10. 虚偽、または誤解されるおそれがあるもの。(最高、最大級の表現、断定的、効果・効能の表現、比較または優位性の表現を確実な事実の裏付がなく使用したもの。)
 11. その他、弊社が不適当と認めるもの。
 12. 上記の規定にない事項については、「日本民間放送連盟放映規約」を準用いたします。

運用規約・放映基準

2 業種・商品別の表示規制等

1. 不動産広告：

- (1) 公正競争規約による表示規制。
- (2) 投げ売り、特売、早い者勝ち等、契約を急がせる表示は認めない。(「先着順」は手続き説明であり、これに当たらない。)

2. コンタクトレンズ：「コンタクトレンズは必ず眼科医の処方により、正しくご使用下さい。」等の主旨の表示が必要。

3. 医薬品：「使用上の注意をよく読んで、正しくお使い下さい。」等主旨の表示が必要。「痩せる」、「治る」、「軽くなる」等効能の約束表示は出来ない。

4. 病院・医療機関：医療法(6条 医業, 歯科医業又は助産師の業務等の広告、69条 医業等に関する広告の制限、70条 広告することができる診療科名)および、厚生労働省告示に規定する事項以外は原則として表示できない。なお「美容・整形外科」についても、医療法・厚生労働省告示の主旨による。

5. ギャンブル：過度に射幸心を煽る内容・表現の物は認めない。

6. 銀行・信販カード：キャッシング機能表示は事前に要相談。

7. 消費者金融：

- (1) 誇大な表現又は安易な借入を助長するものは認めない。
- (2) 「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること。

8. 紙巻きタバコ：財務省告示によるものとし、原則として認めない。ただし、マナー広告は審査の上承認する。

9. 宗教・宗派：

- (1) 宗教施設や行事の案内に限り審査の上承認する。
- (2) 教義・経典の類、布教を目的とするもの及び他の宗教・宗派に対して言及(批判・中傷等)するものは認めない。
- (3) 教団・教祖等が発行する出版物については宣伝の内容を審査の上承認する。

10. 風俗営業：キャバレー、特殊浴場、ストリップ劇場、ラブホテル(ファッションホテル)、アダルトショップ、ファッションマッサージ、個室ビデオ等及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める性風俗関連特殊営業については掲出を認めない。

11. タイアップ広告・連合広告：表示内容等は事前に要相談。関連性・企画性があり、統一されたものであれば審査の上承認する。

12. 意見広告：原則として意見発表の場としない。例えば、国内世論が大きく分かれている問題については、賛否両論とも取り扱わない。

13. 出版広告：原則として市販されている書籍・雑誌の広告を対象とし、その表現内容について下記項目により審査する。

- (1) 虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのある表現がないかどうか。
- (2) 法規に抵触する恐れのある表現はないかどうか。
- (3) 犯罪を示唆したり暴力を礼賛するなど、社会的に悪と見なされるものを推奨または肯定する表現がないかどうか。
- (4) 出版広告の形式をとりながら選挙の事前運動などの売名行為が主な目的の内容ではないかどうか。
- (5) 性に関する表現が、露骨または挑発的ではないかどうか。
- (6) 痴漢などの性犯罪を誘発・助長するような表現はないかどうか。
- (7) 男女の別なく不快の念をもたらす表現はないかどうか。
- (8) 性犯罪を興味本位に取り上げた表現はないかどうか。
- (9) 児童や未成年の性行動に関する表現はないかどうか。

以上

2023年6月5日